# 【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第3章 公益信託認可基準等

| 第3章 公益信託認可基準等                        | 1           |
|--------------------------------------|-------------|
| 第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)               | 1           |
| 第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)              | 1           |
| 第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号) | ) · · · · 2 |
| 第3 信託管理人の能力(公益信託法第8条第3号)             | 17          |
| 第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)          | 23          |
| 第5 特別の利益(公益信託法第8条第5号及び第6号)           | 25          |
| 第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)     | 26          |
| 第7 収支の均衡(公益信託法第8条第8号)                | 28          |
| 第8 費用の額の適正割合(公益信託法第8条第9号)            | 28          |
| 第9 使途不特定財産(公益信託法第8条第10号)             | 28          |
| 第10 公益信託報酬(公益信託法第8条第11号)             | 28          |
| 第11 他の団体の意思決定への関与(公益信託法第8条第12号)      | 34          |
| 第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)         | 34          |
| 第13 特定資産公益信託(公益信託法第8条)               | 35          |
| 第2節 欠格事由(公益信託法第9条)                   | 37          |
| 第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び2号)         | 39          |
| 第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)       | 40          |
| 第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)      | 41          |
| 第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)           | 42          |

# 第3章 公益信託認可基準等

- 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が公益信託法第8条各号に定める基準に 適合すると認めるときは、公益信託法第9条各号に定める欠格事由に該当するときを除き、公 益信託認可をするものと定められている。
- 公益信託認可の基準の具体的な内容や考え方等は本章第1のとおりである。また、欠格事由の具体的な内容や考え方等は本章第2のとおりである。このほか、信託行為の効力発生や内容等については第4章に記載のとおりである。

#### 第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)

- 個別案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断する。なお、個別に説明を求めても、受託者からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として不認可となることがあり得る。
- 審査は、受託者の提出資料等に基づき判断することが原則であるが、行政庁が独自に取得した情報を参照することもあり得る。

#### 第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)

- 公益信託法第8条第1号は、「公益事務を行うことのみを目的とする」ものであることを定めている。認定法第5条第1号においては、「公益目的事業を行うことを『主たる』目的」とされ、収益事業等を行うことができるのに対し、公益信託においては、公益事務以外の事務を目的とすることは認められていない。
- 信託行為には、「公益信託の目的」、「公益事務の内容」等を定めなければならない(公益信託規則第1条第1号、第4号等)とされており、当該「公益信託の目的」、「公益事務の内容」など信託行為全体を通じて、「公益事務」を行うことのみを目的とする旨が明確である必要がある(第4章第1節第2の1参照)。
- 信託行為又は申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」に、公益事務として認められ ない事務が含まれている場合には、公益事務のみを目的とするとは言えない。
- 受託者は公益信託の管理のために必要不可欠な事務を除き、信託行為に定められた公益事務以外の事務を行うことは、一般に、受託者の権限違反行為に該当すると考えられる。

<sup>1</sup> これは、公益法人より負担が少ないという公益信託のメリットを生かす観点から、公益信託において区分経理等の複雑な会計処理を不要とするとともに、受託者が、収益人として、信託行為に定められた目的からかけ離れた信託事務を受託者が行うことを排除する趣旨とされている。

#### 第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号)

- 公益信託は、信託目的の達成のため、安定的かつ継続的に公益事務を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要がある。また、受託者による適正な業務運営の確保や寄附者等に対する情報提供の前提として、その公益信託の運営の実態等を正確に把握するため、受託者が適切な経理処理を行う能力を備えている必要がある。そこで、公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 受託者の能力は、受託者が複数ある場合には、信託行為に定められた各受託者の職務に関する規定(公益信託規則第1条第11号)を踏まえ、受託者全体で基準を満たすか否かが判断される。合議制機関の設置(同条第13号)や公益信託事務の委託(同条第14号)により受託者のガバナンスや専門性等は補完され得る(第4章第1節第2の15参照)。

この基準は、公益信託事務を処理する全体的な体制、例えば、信託管理人の職務及び能力や、公益信託事務の事業計画全体の事情を考慮して、当該受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎及び技術的能力」があるかが審査されることとなる。

○ なお、公益信託が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、 公益信託認可申請及び変更認可申請に係る手続において、公益信託法第8条第2号に規定 する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(公益信託法第10条第1項第1号) とされており、公益信託認可又は変更認可における審査に当たっては、許認可等行政機関の意 見も情報源となる。

#### 1 経理的基礎

○ 公益信託法第8条第2号の「公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎」の具体的内容については、公益信託規則第4条第1項において、ア「信託財産及び固有財産の確保」、イ「適正な分別管理及び経理の仕組み」、ウ「情報の適正開示の仕組み」とされている。

#### (1) 信託財産及び固有財産

○ 公益信託規則第4条第1項第1号では「当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理する ために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること」とされている。

#### (信託財産)

○ 公益信託において、安定的かつ継続的に公益事務を行われるため、公益事務の性格(例:資金不足等による中断等が社会に大きな不利益をもたらすか)や事業計画(例:確保できる財源

に応じて公益事務の規模を調節する仕組みになっているか)等に応じ、適切な信託財産が確保 されている必要がある。

- 具体的には、行政庁は、信託行為、事業計画書、予定財産目録、収支予算書等により、財務 状態を確認し、当該公益信託の公益事務の規模を踏まえ、適正な信託財産が確保されている か確認する。
- 当初の信託財産以外の資金を前提とする事業計画の場合には、経理的基礎を有することを 明らかにする書類として、
  - 公益事務の対価収入を予定している場合は積算の根拠
  - ・ 寄附金(追加信託を含む。)収入については、追加信託や第三者からの寄附の受入れの 見込み
  - · 借入の予定があればその計画

について情報を求め、公益信託の規模に見合った公益信託事務のための収入が適切に見 積もられているか確認する。

行政庁は、奨学金の支給など確実な実施が必要な公益事務にあっては、最低限の信託財産が確保されているか確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書(寄附を約束する文書等)の提出を求めるものとする。

(将来に公益信託の効力が発生又は信託財産の拠出が行われる公益信託)

- 公益信託認可の審査の時期と信託の効力発生又は財産の信託譲渡等の時期が大きく乖離すると、審査に係る状況に変化が生じる可能性もあり、公益信託の認可審査における認可基準適合性の適切な確認及び判定が困難になるおそれがある。。また、公益信託は、信託財産を活用して公益事務を実施するものであることを踏まえると、公益事務を実施しない公益信託や公益事務の実施に必要な財産の拠出が行われない公益信託を認可することは適切でない。
- 一方で、委託者や受託者の状況等に応じ、一定期間後に信託契約の効果を発生させ、又は 段階的に財産譲渡を行うことを一律に禁止する理由もない。
- 以上を踏まえ、特別の理由がある場合を除き、認可から遅くとも3か月以内(財産の移転が完了する一般的な期間)に、信託の効力が発生し、実質的に意味のある形で公益事務が開始される必要があり、そのために必要な信託譲渡が行われる必要がある。
- 審査に当たっては、信託設定時の「予定財産目録」において、相当の公益事務を実施するに 足る信託財産が記載されていない場合は、経理的基礎がないものとして取り扱う。
- また、申請時において、合理的理由がなく1年以上先に効力を生ずる公益信託については、 公益信託の認可審査における認可基準適合性の適切な確認及び判定が困難になることも想 定され、受託者の経理的基礎及び技術的能力を有することについて判断できず、不認可とする

ことがあり得る。さらに、合理的理由がなく、公益事務を適正に処理しうる財産の信託譲渡が認可後3か月程度で行われない公益信託は、経理的基礎が十分ではないものとして取り扱うこととする。なお、寄附等の意思及び能力がないことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないにもかかわらず、寄附等を約束する文書を提出して公益信託認可を受けることは、偽りその他不正の手段により公益信託認可を受けること(公益信託法第30条第1項第1号)に該当し得るものであり、直ちに認可取消となり得るとともに、罰則の適用があり得ることに留意する。

#### (固有財産)

- 受託者が破産手続に入った場合には、受託者の任務は終了し、新受託者を選任する必要があることから、公益信託事務の適正な実施に支障を及ぼし得る。また、一般に、自身が破産に至るおそれがあるような状況の法人・個人が、信託財産を適切に管理し、公益信託事務を適正に処理できるとしてよいか疑念がある。このため、受託者の固有財産についても、公益事務の内容に応じて、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を有しているかを確認する。
- 具体的には、法人・個人ともに、債務超過ではないことを判断の目安とする。ただし、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して、債務超過であっても一時的な状態であるとの合理的な説明が可能な場合や定期的かつ安定した収入が見込める場合には経理的基礎の基準を充足するものとして取り扱う。

## (2) 適正な分別管理及び経理の仕組み

○ 公益信託規則第4条第1項第2号では「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること」とされている。

#### ア 分別管理

- 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、信託法が定める方法により、分別して管理しなければならない(信託法第34条)。その趣旨は、受託者の固有債権者から信託財産に対する強制執行の効果に加え、受託者の忠実義務違反抑止効果にあるとされている。財産の分別管理は信託制度の前提となっており、公益信託においても、確実かつ適切に分別管理が行われる必要がある。
- 信託法第34条第1項第1号から第3号までに基づく信託財産の内容に応じた分別管理の方法は以下のとおり。
  - · 不動産や特許権など信託の登記·登録制度がある財産は、信託の登記·登録を行うこと
  - 信託の登記・登録制度がない財産は、以下の方法
    - (ア) 動産については、公益信託の信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託財産

とを外形上区別することができる状態で保管すること

- (イ) 金銭その他(ア)以外の財産は、その計算を明らかにすること
- ・振替社債などの他の法令の規定により信託財産に属する旨の記載又は記録がなければ、信託財産である旨を第三者に対抗できない財産は、他の法令の規定に従い信託財産に属する 旨の記載又は記録を行うとともに、その計算を明らかにすること

登記手続に相当時間を有する場合には、信託行為にて「一時的な猶予」など別段の定めをすることも可能(信託法第34条第1項ただし書き)だが、分別管理義務自体を免除するような定めを設けることはできない。別段の定めを置く場合は、その内容が、受託者による公益信託事務の処理の観点から合理的なものか等が審査され、合理的な理由なく受託者の分別管理義務を緩めるような場合には、経理的基礎がないものと判断される。

○ 信託法の規定に従うことを当然の前提としつつ、公益信託の受託者として必要な経理的基礎の要素として、「信託財産に属する財産について分別管理が適正に行われる仕組みが整備」されている必要がある。この点、信託財産に関する事項(公益信託規則第1条第5号)等については、信託行為に定めなければならないとされており、「仕組みが整備」されているというためには、原則として、信託行為において、分別管理についての次に掲げる事項が定められている必要がある。(細部については信託行為に基づく規程に定めても差し支えない。当該規程は、申請に当たって行政庁に提出する(公益信託規則第2条第4号)。)

ただし、信託業法の適用を受ける者が同法に基づく業務方法書に従い信託財産を管理する場合(専用口座を設けて管理する場合に限る)は個別の公益信託ごとに信託行為で分別管理の仕組みを定める必要はない。

#### (現金及び動産)

収納庫等において物理的に区分した状態(例:収納庫や金庫の単独使用、収納庫や金庫内の棚や引き出し等の専用使用)で保管し、当該収納庫等に信託財産である旨の表示を行う方法その他これに準ずる適切な方法。

なお、現金の手元保管は、紛失リスクや滅失リスクを軽減する観点から必要最低限のレベルと することが望ましい。

# (預金·有価証券等)

- ・ 口座については、当該公益信託の信託財産のみを管理する専用口座として開設<sup>2</sup>する。口 座内で固有財産や他の信託財産との混在管理は行わない。
- ・ 口座の名称は、開設する金融機関等にて対応が可能である場合、当該公益信託の信託 財産である旨を表示する。(例:「公益信託●●基金受託者ABC」「公益信託受託者ABC」 等)。ただし、金融機関にて対応が可能でない場合、受託者名のみを表示した口座を開設することで差し支えない<sup>3</sup>。
- ・ 信託財産を受け入れる専用口座は、公益信託の認可・効力発生後に受託者が金融機関において開設することとなるため、審査段階においては口座を開設する金融機関の名称や開設の状況等について確認する。なお、専用口座については、公益信託法第20条第2項第1号に定める信託財産に係る財産目録に開設した金融機関等の名称、本支店の名称、口座種別、口座名義を記載する。

#### イ 経理処理

- 公益信託においては、受託者が財務規律を遵守しつつ、公益事務のための資金その他の財産を確実に公益事務のために使用することが求められている。また、適正な経理処理・財産管理は、適正な情報開示の前提である。
- そこで、経理的基礎の要素として、公益信託事務の内容等に応じて、経理が適正に行われる 仕組みが整備されている必要があることが明らかにされている(公益信託規則第4条第1項第2 号)。
- 経理が適正に行われる仕組みが整備されているというためには、受託者には、信託財産の種類や規模、信託行為の定め等に応じて、適切に対応できる体制等が整備されていること、開示情報や行政庁への提出書類の基礎となる帳簿等を作成し備え付けること、不適正な経理を行わないことが確保される必要がある。
- 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(公益信託規則第1条第5号)については、信託行為において定めることとされており、行政庁は、信託行為及び受託者の体制等により、必要な仕組みが確保されているか否かを判断する。細部については、信託行為に基づく規程で定めても差し支えない。この場合、当該規程は、申請に当たって行政庁にて提

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 信託財産は、受託者の(固有財産の)債権者からの差押えは法律上できない(信託法第23条第1項)が、信託財産である旨が口座に表示されていると、差押えリスクが軽減される可能性がある。この場合、信託財産であることの疎明によって差し押さえ状態から回復される(信託法第23条第5項)と考えられる。また、公益信託の信託財産から生じる収益は非課税扱いとなるため、非課税口座内に固有財産が混蔵すると税務上の混乱が生じ得る。

<sup>3</sup> 同一の金融機関から「受託者名のみ」を表示した複数の口座の開設ができない場合、他の金融機関で口座を 開設することが必要となる。

出する(公益信託規則第2条第2項第4号)。

#### (財産の運用・管理の体制等)

- 信託財産の種類や規模、安定資産以外の積極運用を行うかどうか等に応じて、専門性や人材・組織の確保等が必要となる。安定資産以外で積極運用を行う場合には、信託銀行など受託者自身に十分な能力が確保されている場合を除き、投資顧問業者等への委託や専門家による合議制機関を設けることも想定される(この場合には、信託行為に当該委託(公益信託規則第1条第12号)、当該合議制機関(同条第13号)を定める必要がある。)。
  - 一方、信託財産の規模が小さく、その管理に専門的知見等を必要とせず、信託行為において 積極運用等を行わないとされているような場合に、財産の管理・運用のための特段の体制整備 を求める必要はない。
- 帳簿等については、受託者は信託財産に係る帳簿その他の書類(信託法第37条第1項)及 び信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類(同条 第5項)を作成し、保管する必要がある(第5章第2節第1の3参照)。これらは、受託者の固有 財産又は受託者の他の信託財産に係る帳簿等と明確に区別して作成・保管される必要がある。
- 「不適正な経理を行わないこと」については、不適正な経理処理や財産管理を防止するため の最低限のルールや組織的(又は制度的)対応策等が整備されている必要がある。信託財産 の規模、種類等及び受託者の能力によっては、信託行為において、重要な財産の処分等について、信託管理人や合議制機関の同意や共同受託の場合における全受託者の合意を必要と する等の対応も必要である。

受託者の固有事業と公益事務が一体的に行われるような場合については、経費の配分等に おいて利益相反等の状況も生じやすく、ルールの明確化と不適切な利益相反の防止のための 仕組み(例えば、経費や人件費の配分に係る内部規程の整備)が重要である。行政庁は、利益 相反の可能性がある取引等への信託管理人の関与の確保、受託者の固有事業についての情 報開示の仕組み(受託者の財務諸表等の開示)などを踏まえて、総合的に判断する

○ 公益信託認可の審査に当たっては、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールや組織的対応策等が整備されているかを確認するため、経理規程等の提出を求める(公益信託規則第2条第2項第4号)。

なお、公益信託の財産管理等は、公益信託のガバナンスの下、自律的に行われるべきものであり、行政庁が各受託者の個別の財産管理の適正性の一つ一つについて確認する役割を負うものではないことに留意する。

○ 不適正な経理等が発覚した場合には、速やかに適正な対応がとられる必要がある。不適切な 経理等により信託財産に損失が生じた場合は、受託者は、当該損失を填補する必要があり、信 託財産に変質が生じた場合は、原状の回復をする必要がある(信託法第40条)。法人である受託者の役員は、当該行為に悪意又は重大な過失があるときは、連帯して責任を負うとされている(同法第41条)。

悪質なものを除き、不適正な経理が単発的に発生したことのみをもって監督処分等を講ずる ことはないが、適切に損失の填補や原状の回復を行わず、又は、隠蔽や、原因を明らかにせず、 適切に再発防止策を講じない等の場合には、経理的基礎がないと判断し得る。

#### (株式等による資産の運用について)

信託財産に属する資産の運用は、信託行為に従い、行われることが基本である。信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)に定められた委託者等の意思(※)に従い、株式その他元本割れの可能性のある金融商品等を取得することは、公益信託として相応しくない事業(第3章第1節第1 6参照)や「他の団体の意思決定に関与することができる財産(第3章第1節第1 11参照)」、「特別の利益を与えないもの」などに該当しない限り可能である。

※ 信託行為において、株式の取得等も含む資産運用が受託者の判断に委ねられる場合は、受託者は当該公益信託の目的を踏まえ、かつ、当該資産運用に係るリスクやリターンを勘案して判断することが求められる。受託者の資産運用に関する判断を客観的に裏付けるものとして、資産運用規程を作成し、資産運用の目的、管理体制、資産運用の対象、運用主体等について定めることが考えられる。(第4章第1節第2の9工参照)

#### (3) 情報開示の適正性

○ 公益信託規則第4条第1項3号では「財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託 事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示す ることができる仕組みが整備されていること」とされている。

#### ア 計算書類等の作成手続

- 公益信託において、計算書類その他財務関係の情報が適正に作成され、開示されていることは、委託者・信託管理人・合議制の機関の構成員などの公益信託関係者、公益信託に対する 寄附者その他のステークホルダー(行政庁を含む。)が、寄附等により公益信託に提供した資源 の活用状況や、財務規律の遵守状況等を確認し、各種意思決定を行う上での大前提である。
- 公益法人の場合は、計算書類・事業報告について、監事の監査、(必要な場合の会計監査人の監査)、理事会の承認、社員総会・評議員会の承認といった手続を経て策定される旨が法定されているが、公益信託の計算書類・信託概況報告・財産目録については、合同命令において、

信託管理人の承認を得なければならない旨は定められているのみである4。

- そこで、情報開示の適正性の要素として、財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益 信託事務の処理の方法が定められていることを求めている。
- 公益信託事務の処理の方法に関する事項は、信託行為に定めなければならない(公益信託 規則第1条第7号)とされており、受託者の属性や具体的な公益信託事務に応じて、信託行為 (信託行為に基づく規程を含む。)において具体的な方法が定められている必要がある。
- この点、受託者が法人である場合には、法人として責任をもって作成することが原則である。 特に、公益法人、社会福祉法人その他公益を目的とする法人が、受託者として当該法人の目 的に沿った公益事務を実施する場合には、当該事務を適切に実施するためのガバナンスが確 保されており、そのガバナンスを期待して受託者となると考えられる。一方、営利を目的とする法 人や、受託者の目的とは異なる公益事務を受託する法人等にあっては、必ずしも、公益事務の 実施に適したガバナンスが確保されていない可能性もある。

以上を踏まえ、公益信託の計算書類及び信託概況報告については、合理的な理由がある場合を除き、法人の固有業務に係計算書類、事業報告などの作成権限・手続に準じた権限・手続で作成するものとする。例えば、公益法人が受託者となる場合において、計算書類の作成は、理事会の承認、監事の監査、評議員会・社員総会の承認等が必要となる。また、公益信託の実績等を開示するその他の書類(公益信託法第20条第2項に定める書類)の作成手続についても、当該手続に準じた手続が確保されることが望ましい。

一方、(ア)内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者であり、信託 行為に基づく各種規程が整備され、適正な手続きが確保されている場合や、(イ)公益信託事 務年度と受託者の事業年度が異なるなど、評議員会・社員総会・株主総会等の承認等を求め ることが実務的に困難である場合などは、合理的な理由があるものとして取り扱う。

受託者の会計監査<sup>5</sup>において、公益信託の会計基準が詳細に定められているわけではないため、公益信託に係る計算書類等を法律に基づく監査対象とすることは困難であるが、受託者が管理する信託財産及び受託者の公益信託事務についても調査の対象に加え、不適切な会計処理等が発見されたときは、その旨を受託者及び信託管理人等に対して明らかにすることが望ましい。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>認定法上の「財産目録等」として公益法人が作成・開示を求められる書類については、作成手続が法令で定められていないものもあるが、少なくとも、理事会による業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督、監事による理事の職務の執行の監査など、法令のガバナンスの下で作成されている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 受託者(法人)に会計監査人が置かれている場合や、受託者と公認会計士・監査法人との間に監査契約が 締結されている場合などが想定される。

○ 上記のほか、計算書類及び信託概況報告の作成プロセス<sup>6</sup>(受託者内部でのチェック体制等) や責任について定められていることが望ましい。

軽量な公益信託であって、複雑な経理処理が想定されないような場合には、信託管理人<sup>7</sup>によるチェックが定められていることをもって、財産目録等のチェック体制が定められていると判断し得る。

#### イ 計算書類等の作成における専門家の関与

- 計算書類等の作成手続が定められることに留まらず、計算書類等の作成に当たり、会計に知 見がある者が関与し、公益信託の信託財産の状況に係る情報を開示することができることが、 求められる。
  - (ア) 申請時には、経理的基礎を有することを明らかにする書類(公益信託規則第2条第2項第4号)により、計算書類の作成に係る公益信託事務について、公認会計士等の経理の専門家が関与することになっているかを確認する。具体的には、収支予算書における費用の額又は収益の額<sup>8</sup>が1億円以上(注1)の公益信託については、公認会計士又は税理士(これらに準ずる会計事務の精通者(注2))が受託者に所属するなどして確実に関与する仕組み<sup>9</sup>が確保されていること、当該額が1億円(注3)未満の公益信託においては、経理事務経験者(営利若しくは非営利法人又は信託に係る経理事務を例えば5年以上(注4)従事した者等をいう。)が確実に関与する仕組みが確保されていること、が確認されれば、適切に開示する仕組みが整備されているものとして取り扱う。

この場合において、収支予算書における費用の額又は収益の額が1億円以上の公益信託であって、信託管理人が税理士若しくは公認会計士である場合又は法人(計算書類の作成に当たり、税理士又は公認会計士が関与することが確保されている場合に限る。)である場合には、受託者において経理事務経験者が確実に関与する仕組みが確保されていれば足りるものとして取り扱う。

(注1) 収支予算書における費用の額若しくは収益の額が100億円以上又は初年度の 貸借対照表の負債の額が50億円以上となることが見込まれるような大規模な公 益信託については、原則として、公認会計士による保証が付される必要があると 考えられる。このような観点から、実際にこのような公益信託が出現する現実的

<sup>6</sup> 例えば、担当係が原案を作成し、法務担当のチェックを経て担当部長が決定するなど

<sup>7</sup> 経理実務の経験者など、会計についてもチェックする能力がある者が信託管理人である場合に限られる。信託管理人の監督能力((3)参照)として審査・監督の対象となる。

<sup>8</sup> 収支予算書の収益の額が、信託財産の拠出又は使途を指定した寄附である場合には、当該額を除外した額とすることができる。

<sup>9</sup> 計算書類の作成等に当たり、組織内や「顧問」会計士等に相談している場合は、確実な関与があるとする。

な可能性も勘案しつつ、具体的なチェックの在り方について、今後、検討する。特定資産公益信託又は助成のみを公益事務とする公益信託などで複雑な会計処理が想定されない公益信託については、公益事務の内容、公益信託の規模等を勘案して、公認会計士によるチェックの必要性を判断するものとする。

- (注2) 税理士又は公認会計士に準ずる会計事務の精通者は、形式的な経験年数や 資格、有償・無償も問わないが、公益信託事務の規模や内容、当該者の経験、 関与の在り方等を踏まえて個別に判断する。
- (注3) 収支予算書における費用の額又は収益の額が1億円未満の公益信託であって、 信託管理人において会計的観点からの監督能力が確保されている場合には、適 正に開示する仕組みの整備に係る判断において、その旨を考慮する。
- (注4) 5年は一つの目安であり、形式的に簿記検定などの関連資格と定めることはないものの、会計について専門知識がある人物の関与が求められる。
- (イ) 受託者が法人である場合に、原則として、受託者の財務諸表が適切に作成されていない場合には、本基準の適合性に疑義があるものとして取り扱う。受託者財務諸表(申請書に添付されたもののほか、公表等されているものを含む。)に重大な誤りがあり、説明を求めても相当の期間内に適切な回答がない場合には、経理的基礎を有するものと認められないと判断することがあり得る。申請書に添付された財務関係書類に重大な誤りがある場合も同様である
- (ウ) 認可後も、上記①の要件を充たしている必要がある。その状況については信託概況報告において、説明責任を全うすることが望ましい。なお、受託者の固有財産に係る財務諸表(原則として要旨)についても開示対象としている。
- (エ) 財務に関する情報であって、受託者において作成・開示(公益信託法第21条)するとともに、公表することされている情報が、法令の定めに従って作成等されていない場合には、適正な情報開示が行われていないことになる。公益信託の適正な運用において、適切な情報開示の重要性は極めて大きい。単純な記載誤りや誤解に基づく間違いが単発的にあったとしても、直ちに監督上の措置の対象となるものではないが、複数回にわたり期限内に開示すべき財務情報に係る書類を提出しなかった場合や、提出してもその内容が著しく正確性に欠け、又は社会通念に照らして明らかに不適切な場合などには、経理的基礎に疑いがあるものとして、公益信託法第29条に基づき勧告を行うなど、果断な措置を講じるものとする。

#### 2 技術的能力

○ 適切に実施されれば公益事務に該当する事業であっても、専門技術を欠き、あるいは、コンプ

ライアンスが確保されないなど不適切に実施されれば、想定した利益は実現せず、逆に大きな不利益が生じることにもなるため、公益信託の受託者には「公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力」を有することを求めている。

○ 公益信託においては多種多様な者が受託者となり得ることや受託者の属性等に照らした多様な公益信託認可の申請が行われることが想定されることを踏まえ、公益信託規則第4条第2項において受託者に必要な「技術的能力」については、(1)「適正な運営の仕組み」、(2)「専門家の関与」、(3)「任務の存続可能性」を求めている。

#### (1) 適正な運営の仕組み(公益信託規則第4条第2項第1号)

- 公益信託事務の処理に際して、「公益信託事務の内容に照らして公益信託の適正な運営を 確保する仕組みが整備されていること」とされている。
- 公益法人の場合は、代表理事、理事会、監事、会計監査人、社員総会又は評議員会といった法人法に基づくガバナンスの仕組みがあり、加えて、いわゆる三分の一基準<sup>10</sup>、外部理事・外部監事、理事と監事の特別関係の排除、社員の資格の得喪における不当な条件の禁止等の公益認定基準が適用されることで、私的な利益に偏ることなく、適正な運営を行うことが確保されている。このため、公益法人の認定の判断においては、コンプライアンスに関しては、認定法及び法人法に定める体制があることをもって、技術的能力があると判断することを原則としている。
- 公益信託は、信託管理人(及び委託者)が受託者を監督する仕組みであるが、受託者や信託 管理人の内部機関についての規律はなく、公益信託事務の内容に照らして、当該公益信託の 適正な運営を確保する仕組みを備えているかを個別に審査することとなる。
- 公益信託の適正な運営を確保する仕組みとして、次の項目が想定される。
  - ア 事業計画書、収支予算書、各種規程の決定その他公益信託の重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み
  - イ アの決定の下で、選考その他個別の意思決定を適切行うために必要な仕組み
  - ウ 公益信託事務を適正に実施するための人員・設備その他の体制
- 「適正な運営を確保する仕組み」については、必ずしも受託者の内部組織のみで確保する必要はなく、合議制機関や信託管理人の職務によって確保することも可能である。また、人員、設備等に関しては第三者に委託することも可能である。
- また、「当該公益信託事務等の内容」に応じて、公益信託事務を適正に処理するために必要

12

<sup>10</sup> 特定の親族が役員に占める割合が三分の一を超えてはならないというルールは、公益法人のほか、認定NPO 法人(特定非営利活動促進法第45条第1項第3号イ)、社会福祉法人(社会福祉法第44条第6項)、学校法人(私立学校法第31条第6項・第7項)、非営利型一般法人(法人税法施行令第3条第1項第4号及び第2項第7号)などにおけるガバナンス確保の規律の一つとして設けられている。

な能力も異なるのであり、特に、軽量な公益信託においては、いたずらに一律の基準を設けることは適当ではないことに留意する。

- 奨学金・助成事業であれば、募集の要件等が信託行為に定められていれば、判断が必要な場面は「選考」時や、資産運用(行う場合)に係る判断などに限定されると考えられる。
- 他方で、事業運営型の公益事務の場合<sup>11</sup>は、日々の小さな判断の積み重ねが重要である場合や、突発的に重要な判断が必要になる場合など、公益事務の内容に応じた公益信託事務を 適正に処理し得る仕組みの確保が求められる。
- 上記アの「事業計画書、収支予算書、規程の決定その他公益信託の重要な意思決定」は、 公益法人制度において、理事会が担っている機能を想定している。

公益信託の委託者は、受託者が法人の場合は、当該法人のガンバナンスを含む能力に期待 して公益信託を委託するものと考えられ、合理的な理由がある場合を除き、法人としての重要 な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。なお、 内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者であり、信託行為に基づく各 種規程が整備され、適正な手続が確保されている場合は、合理的な理由があるものとして取り 扱う。

その上で、「重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要があるが、原則として、次の場合(公益事務を行うに当たり法令上の許認可等を必要とする場合は、当該法令で求められている体制がある必要がある。)には、適正な運営を確保する仕組みがあるとして取り扱うものとする。

ただし、公益信託事務の内容に照らして、受託者等に高度な経営判断が求められる場合、コンプライアンス確保が特に必要な事務である場合又は当該受託者についてコンプライアンスの確保に疑義がある場合には、追加的に説明を求めることがあり得る。

- (ア) 信託会社、上場会社その他当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制が 確保されていると認められる法人が受託者である場合
- (イ) 法令等(法人の基本文書を含む。)において、受託者の理事会(これに相当する機関を含む。)の三分の一ルールが定められている法人(公益法人、社会福祉法人、認定NPO法

\_

<sup>11</sup> 例えば、学生寮の運営事業の場合は、不動産自体の管理(日常的な管理、清掃、点検、修繕対応等)、 賃貸運営(入居者の募集、契約締結事務、賃料等の請求・受領等)、資金管理(入出金管理、公租公課や水 光熱費の処理)、契約管理(賃貸借契約、不動産管理契約、修繕工事契約等)のような業務が発生するが、入 居者等とのトラブル処理や修繕計画の策定や実施には法的及び実務的専門性が必要なものと想定される。また、 美術品の展示運営事業であれば、美術品そのものの日常点検(経年変化、痛みなどの確認)、温度・湿度の管理、防火・防犯・防虫体制の整備、公開展示時の閲覧者の管理、美術品自体の貸出や移動時の対応等のよう な業務が発生するが、美術品に応じた管理体制の構築や貸出事業の実施には高い法的及び実務的専門性が 必要なものと想定される。

人、非営利徹底型一般法人等)が受託者である場合

(ウ) その他公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者 の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、適正な運営を確保する仕組みが確保さ れていると考えられるもの。

軽量な公益信託は、次の場合にも適正な運営を確保する仕組みがあるとして取り扱う。

- (エ) 受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関(信託行為において 定められているものに限る。)の同意を必要とする旨信託行為において定められているもの
- (オ) 受託者の重要な意思決定について、信託管理人(法令等において、信託管理人の理事会の三分の一ルールが定められている法人又は独立した3者以上の信託管理人がいる場合に限る。)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として「3か月」に1回以上確認する旨を信託行為において定められているもの
- ※ (ア)・(イ)については、受託者がガバナンスに関して法令に基づく処分を受けているなど、 受託者の適正な運営が確保されていないと認められる事情がある場合を除く。
- ○「イ アの決定の下で選考その他個別の意思決定」は、公益法人制度において、代表理事や 業務執行理事が担っている機能を想定している。

受託者が法人の場合は、合理的な理由がある場合を除き、法人の代表者が決定することが 信託行為に定められている必要がある。なお、内部統制システムが確立している信託会社その 他の法人が受託者であり、信託行為に基づく各種規程が整備され、適正な手続が確保されて いる場合は、合理的な理由があるものとして取り扱う。

また、公益信託事務の内容に応じて、受託者による公益信託事務の処理に関するルール (規程)<sup>12</sup>の策定や、受託者の内部にあって、公益信託事務の処理状況(ルールの遵守状況を含む。)をチェックする組織・体制などが必要となることもあり得る。

公益信託事務に関する明確なルール(権限・手続等)の存在は、受託者内部におけるガバナンスを確保する<sup>13</sup>とともに、信託管理人等によるチェックを通じて公益事務の適正な実施を実現する上で重要である。重要性の乏しい業務や個別の統制等(事業計画や収支予算書など)が確保されている場合などに一律に規程等の整備を行う必要はないが、公益事務の規模、内容など公益信託の実情に応じて規程を整備することは重要である。

<sup>12</sup> 例えば、選考等に当たっての利害関係者の排除等を定める規程等が考えられる。

<sup>13</sup> 例えば、公益信託事務の処理状況(規程の遵守状況を含む。)をチェックする組織・体制等を定める規程なども考えられる。

なお、分別管理や利益相反等の観点から支障がある事項を除き、受託者の固有業務に係る 内部規程等を適用することも考えられる。

- 上記に加え、公益事務の規模や内容に応じて、「ウ 公益信託事務を実施するための人員・ 設備その他の体制」が必要となる。必ずしも専属の人員・設備の配置を要するものではなく、受 託者の他業務との兼務もあり得るが、そのような場合も含め、当該公益信託事務に従事する体 制(人員数等)は明らかにする必要がある<sup>14</sup>。なお、この体制の適正性は、「(イ) 専門家の関与」 で述べる専門性確保の仕組みとも関連する。
- 審査に当たっては、法人形態として受託者固有のガバナンスが確保されている場合のほか、 共同受託者による相互監督、委託を含めた公益信託事務の処理体制の構築、信託管理人に よる監督の強化等も含めて、当該公益信託の公益信託事務の適切な処理の仕組みが実質 的に確保されているかを確認する。○ ガバナンス体制が脆弱な法人や自然人が受託者であ る場合であっても、例えば、以下のような対応を組み合わせることにより、公益信託全体として のガバナンスを確保することが可能と考えられる。
  - ・信託行為に公益信託事務の内容を詳細に定め、又は通常業務において裁量的な判断が想 定されない公益信託事務とする。
  - ・ガバナンス体制が確保された法人を信託管理人とし、その役割や権限を強化する(例えば、 公益法人を信託管理人として、受託者の重要な意思決定について、信託管理人の同意が必 要な仕組みや信託管理人が定期的に公益信託事務の(現場の)実施状況を確認する仕組み の導入)
  - ・ 合議制機関の活用(例えば、受託者の重要な意思決定には公益法人のいわゆる三分の一基準に相当する規律を満たす合議制機関による同意を必要とする対応等)
- 悪質な場合を除き、受託者(当該公益信託の公益信託事務に直接関係しないものを含む<sup>15</sup>。) による不祥事の発生をもって、直ちに技術的能力が欠如していると判断することはないが、例えば、 容易に防止し得るにもかかわらず漫然と不祥事を生じさせた場合、不祥事の発生に対して適切 な対応措置が執られていない場合、受託者の内外からの指摘等にもかかわらず信託行為や内 部規程の定めに従った運営がされない場合などには、技術的能力を有していない疑いがあるもの として、公益信託法第29条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

<sup>14</sup> 第三者への委託によって必要な体制の確保を図ることを考えている場合は、信託行為にその旨を定めることが想定される。

<sup>15</sup> 受託者の固有業務については、原則として、行政庁による監督の対象範囲外であるが、受託者の固有業務においてコンプライアンスが確保されていない場合に、当該者による公益信託事務の処理におけるコンプライアンスの確保に疑念が生じ得る。

○ 公益法人の場合、公益法人がテロ資金供与に悪用されないことは重要であり、リスクの高い活動等を行う場合には、適切な対応を執ることが求められているが(「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)参照)、公益信託においても同様である<sup>16</sup>。

#### (2) 専門家の関与について(公益信託規則第4条第2項第2号)

- 公益信託事務の処理に際して、「当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を 有する者を関与させる仕組みが整備されていること」が求められる。
- 公益事務を適正に行い、信託行為に定められた公益目的を実現するためには、公益事務に 応じた専門性が確保される必要があるが、これは受託者自身として専門性のある人材を確保す る場合だけではなく、合議制機関の設置や第三者への委託などによって補足的に専門性を確 保することも想定される。
- 専門家の関与の在り方も多様であるが、受益対象者の選考に当たり、客観的基準の当てはめのみならず総合的な判断で多数の候補者から選考するような公益事務の枠組みとなっている場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望ましいと考えられる(第2章第1節第3の5参照)。公益事務の専門性・公正性等を確保するために、このような合議制機関を関与させる仕組みを設ける必要がある場合には、その合議制機関は、「公益信託の適正な運営のために不可欠なもの(公益信託規則第1条第13号)」として、信託行為の定めにより、合議制機関を置く必要がある。その
- 公益信託の受託者は、公益事務を行う(例えば、研究開発費の助成であれば、助成先の選考 や助成金の支給等)ことのみならず、信託財産の管理・運用を行うことも受託者の任務となる。 公益事務の内容について専門性を有する者が、信託財産の管理・運用について信託銀行等の 専門家の関与を得ることも考えられる。

#### (3) 任務の安定性·継続性(公益信託規則第4条第2項第3号)

- 公益信託については、信託行為により具体的な年月日の到来を信託の終了事由とするような 有期の信託の存続期間を定めることも可能である。
- その中で、信託行為等で想定される期間について、「受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること」が求められる。

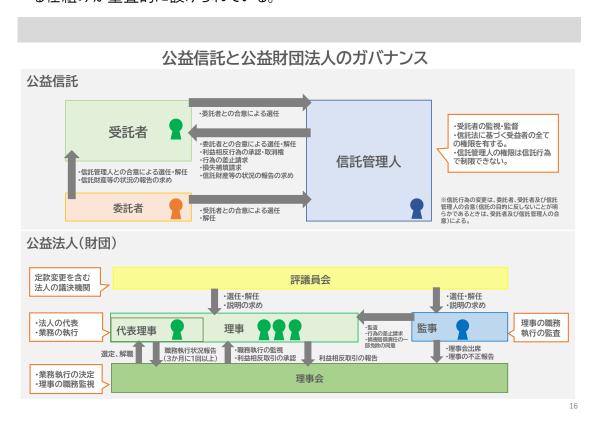
16 (公益信託に限らず)信託全般のマネロン対策については、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する 行動計画(2024-2026年度)」において、「民事・外国信託について、日本においてマネロン等に悪用されるリスクの証価を行い、必要なリスク伝述世界を検討する。

クの評価を行い、必要なリスク低減措置を検討する」ものとされており、公益信託についての更なる対策について、 公益信託のリスクに留意し、関係省庁と連携し検討して行く予定。

- 一般に、受託者の任務終了があった場合には、次の受託者を選定することは容易ではないことが多いとことから、信託行為において次期受託者<sup>17</sup>を予め定めることや新受託者の選任方法 (選定権限者、選任手続等)の規定があることが望ましい。
- 特に、自然人の受託者(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む。)については、死亡のほか、病気やケガ等の事情により任務を遂行できないことも想定されるため、公益信託の存続期間が5年間を超える場合には、特段の事情がある場合を除き、次期受託者の指定や具体的な選定プロセスや選定権限者等適正な受託者を確実かつ早期に選定できる手続等が定められていなければならないものとする。

## 第3 信託管理人の能力(公益信託第8条第3号)

○ 公益法人の場合、代表理事及び業務執行理事等が法人の業務を執行するが、これを監督する什組みが重畳的に設けられている。



17

<sup>17</sup> 新受託者の能力は、受託者になる時点で判断することが原則であり、公益信託認可の時点で新受託者の技術的能力を詳細に審査することは行わない。ただし、明らかに不適切な者が信託行為に記載されているような場合には、任務を安定的・継続的に行う仕組みが整備されていないとして不認可とすることもあり得る。

○ 受益者がいる一般の信託においては、受益者が、自らの利益を守りかつ最大化を図る観点か

#### 【法人法に定める公益法人のガバナンスの例】

全ての理事で構成される理事会は、業務執行を決定し、代表理事の選定・解職を行い、理事の職務の執行を監督することとされている(法人法第90条等)。業務執行理事は、職務の執行状況について、原則として3か月に1回以上理事会に報告しなければならない。また、公益法人の理事は、競業取引又は利益相反取引をしようとするときは、理事会の承認を受けなければならず、当該取引をした後は理事会に報告しなければならない(法人法第84条、第92条、第197条)。

また、監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の不正等を認めるときは、遅滞なく理事会に報告するとされており(法人法第100条)、理事会に出席し、必要な意見を述べなければならないとされている(法人法第101条第1項)。このほか、監事は、理事の行為の差し止めを請求することができ(法人法第103条)、公益法人が理事の責任を追及するために訴えを提起する場合は、監事が法人を代表する(法人法第104条、第197条)。加えて、理事等が任務を怠ったときは、法人に対し損害賠償責任を負うが(法人法第111条第1項、第198条)、理事が自己に係る当該責任の免除に関する議案を社員総会(評議員会)に提出するには、監事の同意を得なければならない(法人法第113条第3項、第198条)などとされている。

さらに、理事及び監事については、社員総会又は評議員会が選任及び解任する権限を有している(法人法第63条第1項、第70条第1項、第173条第1項、第176条第1項)。また、定款の変更等についても社員総会又は評議員会の決議事項である(法人法第146条、第200条)。

このほか、任期の定め方、報酬の決定方式、各種会議の手続等が詳細に定められている。

ら、受託者の信託事務の執行が適切か否かを監視・監督し、これらを通じて信託のガバナンスを確保することとなっている。そのうえで、受益者が現に存しない場合には、「信託管理人」が、受益者に代わって受益者の権限を行使してガバナンスを確保する仕組みが設けられている(信託法第123条・第125条)

また、受益者がいないいわゆる目的信託(信託法258条)は、財産の拠出者である委託者に 受益者と同等の権限を付与することで(信託法第260条)、ガバナンスの確保を図っているが、 濫用の危険性等を考慮した制限<sup>18</sup>が設けられている。ただ、

<sup>18</sup> いわゆる目的信託については、処分不能財産を生み出す可能性や、脱税・債権者詐害等の不法な目的での

これに対し、公益信託では、信託管理人を必置として、受託者の監視・監督機能を担わせている。信託管理人は、受託者の選任・解任に係る権限、受託者による競業取引又は利益相反取引の承認権限、受託者の行為の差止めや損失補填の請求権など、公益財団法人においては理事会、監事、評議員会等の機関に分掌されている役割を併せ持ち、極めて強力な権限を有している。さらに、その権限は信託行為で制限することはできないとされている(公益信託法33条第1項により信託法第125条第1項ただし書を適用除外)。

その一方で、信託管理人に対する評価・監督を行う仕組みは整備されていない(公益法人の場合、理事会や監事の職務遂行が十分ではない場合には、評議員会が評価し、(改選期において)交代させる等により対応される。)。また、信託管理人の選解任について、受託者も権限を有しているなど、信託管理人の監督を実効的なものとするための制度的担保も、法律上は整備されているとは言い難い。

- 以上を踏まえると、公益信託全体の適正な運営を確保する上で、信託管理人の監督能力の 確保は、極めて重要な意義を有する。特に、受託者が自然人や体制が脆弱な法人等である場合などには、信託管理人の能力が、公益信託の適正性を確保する上で受託者の能力以上に 重要になることが想定される。
- 公益信託における信託管理人は、信託法に基づき受益者が有することとされる権限の全てを有し、信託管理人の単独で当該権限を行使することができる。また、信託行為にてその権限を制限することはできない。
- 加えて、公益信託規則第44条では、受託者が作成する事業計画書、収支予算書、貸借対照表、損益計算書等について信託管理人の承認を求めているように、信託管理人は、毎年度の業務執行に係る計画・予算について承認し、年度終了後には実績を承認する権限を有することになる。
  - ◆ 信託管理人の権限の例示は以下のとおり(信託法第125条第1項、公益信託法第33条 第1項、同条第3項)、受託者の公益信託事務の処理に関して、受託者に報告を求め、 あるいは関係資料の閲覧を請求することができる。
    - ・ 報告を求める権利(信託法第36条)……信託管理人は、受託者に対して、信託事務 の処理の状況や信託財産等の状況について報告を求めることができる。
    - ・ 信託帳簿・補助簿その他の書類を閲覧する権利(信託法第38条)……信託管理人は、受託者に対し、信託帳簿(信託法第37条第1項)及び、信託帳簿の補助簿や契約書等を含む信託事務の処理に関する処理(同条第5項)の書類の閲覧を請求すること

\_

利用への危惧などがあったため、①存続期間を 20 年までとし(信託法第 259 条)、②受託者要件として、純資産5千万円以上の法人といった要件が課されている(信託法附則第3項、信託法施行令(平成 19 年政令第 199 号)第3条)。

ができる。

- ◆ 受託者による不適切な行為を把握した場合には、その是正を求めることができる。
  - ・ 受託者の利益相反行為の取消権(信託法第31条第6項、第7項)……受託者が信託法又は信託行為に反した無効な利益相反行為によって信託財産を固有財産にしたうえで当該財産を第三者に処分した場合、信託管理人は、一定要件に該当する場合、第三者への処分を取り消すことができる。
  - ・ 損失補填、原状回復の請求権(信託法第40条第1項)……信託管理人は、受託者が自らの義務に違反したことに起因して、信託財産に損失が生じた場合は当該損失のてん補を、信託財産に変更が生じた場合は原状の回復を、受託者に対して請求できる。
  - ・ 受託者の行為差止請求権(信託法第44条第1項)……受託者が法令又は信託行為に反する行為をし、又は行為をするおそれがある場合、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、信託管理人は、受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- ◆ さらに、問題がある場合には、受託者の解任等に係る権限を有している<sup>19</sup>。
  - ・ 受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て、辞任をすることができる(読替信託 法第57条1項)
  - ・ 合理的理由がある場合に、委託者及び信託管理人の合意により、受託者を解任することができる(読替信託法第58条1項)。
  - ・ (委託者が現に存しない場合等に)受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときに、裁判所に、受託者の解任を申し立てることができる(読替信託法第58条第4項)
  - ・ このほか、信託の変更、信託の併合、信託の分割等について合意する権限等を有している。
- 信託管理人については、公益信託法において、委託者及び受託者からの独立性を確保(公益信託法第9条第3号)するとともに、公益信託認可の基準として、「その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること」とされている。

<sup>・</sup> 委託者が現に存しない場合には、信託行為に別段の定めがない限り、裁判所

<sup>19</sup> 委託者が現に存しない場合には、信託行為に別段の定めがない限り、裁判所のみが受託者を解任することできる(読替信託法第58条第3項、第8項)。委託者が存在しない場合や、存在しなくなることが見込まれる場合には、信託管理人単独による受託者の解任を信託行為に定めることについて、検討することが望まれる。

- 信託管理人は、公益信託のガバナンスを確保する上で極めて重要である一方、自然人や法人など様々な者がなり得ることに鑑み、公益信託規則第5条において、信託管理人に「必要な能力」についての具体的な要素として、①「適正な監督の仕組み」、②「監督事務の継続可能性」の二点があることを明確にしている。
- 信託管理人は、善良なる管理者の注意をもって自らの権限を行使する義務と公益信託の目的の達成ために、誠実かつ公平に権限を行使する義務を有しており(信託法第126条)、信託法及び公益信託法において、強力な権限が与えられている。

しかしながら、公益法人制度において、理事会の業務内容が明確に定められ(法人法第90条第2項、第4項等)、3か月に1回以上開催することが求められていること、監事についても理事の職務の執行を監査するとして業務内容等が相当程度に明確であること(法人法規則第16条)などと比べ、具体的な業務内容は明確ではない。

これは、信託管理人に期待される具体的な役割は、受託者の能力や公益信託事務の内容等により大きく変わってくるものであり、一律に定めることが困難であるからと考えられる。

#### 例えば、

- ・受託者が信託銀行であるような場合は、信託管理人は、信託行為の変更など重要な意思 決定に同意するほか、特段の問題がある場合を除き、定期的な事業計画及び収支予算書 の確認、計算書類や信託概況報告により公益信託事務の処理状況について確認するなど 必要最小限の役割を果たせば足りることも想定される。
- ・一方、受託者の体制が脆弱な場合には、信託管理人が恒常的にモニタリングを行い、あるいは、受託者の多額の支出や寄附の受入れ等の個別の重要な意思決定について同意を得ることを必要とするなど公益信託のガバナンス確保のためにより積極的な役割を果たすことも想定される。
- このため、信託管理人の職務に関する事項については、信託行為における必要的記載事項としている。受託者においてガバナンスが十分に確保されていると考えられる場合は、信託管理人の職務について詳細な記載がなくとも問題はない。一方、受託者の体制が脆弱である場合には、これを補完して公益信託のガバナンスを確保するため、信託管理人の職務内容が具体的に定まり、かつ、当該職務内容を適正に遂行する能力が確保されている場合に、「当該公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして当該公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有する」と判断し得ることになる。

#### 1 適正な監督の仕組み(公益信託規則第5条第1号)

○「受託者の能力」と「公益信託事務の内容」に照らした上で、信託管理人が、適正な運営を監督するのに必要な「知識及び経験その他の能力」を求められる。

- 監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力としては、法令遵守・信託行為に従った公益信託事務の実施など法律の知識・経験、適正な経理・財務諸表の作成など会計・経理の知識・経験、公益事務や信託財産の管理・運用などに関する知識・経験が考えられる。
- 信託管理人の職務の重要性を考慮すると、信託財産の類型や公益信託事務の内容等に応じて、高い水準でこれらの知識・経験を有していることが望ましいが、財産管理業務の一種である公益信託の監督に多額の費用を必須とすることは、かえって民間公益の活性化を阻害する要因ともなりかねない。最低限の知識・経験は不可欠であるが、特に、軽量の公益信託においては、多くの場合に複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律問題等もあまり想定されないことなどを踏まえると、法律や会計の高度な能力を求めるよりも、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力を重視して選任することが望ましいことも多いと考えられる。
- また、多様な知識・経験が求められることを踏まえると、様々な知識・経験を蓄積している法人を信託管理人とすることも有力な選択肢である。例えば、ガバナンスが確保され、法律・会計等の知見を有する役職員が属する公益法人や当該公益信託の公益事務の分野の中間支援を行う法人などが信託管理人となって受託者をしつかりと監督することにより、受託者自身のガバナンスを補完して公益信託の適正な運営を確保することも可能となると考えられる。自然人が信託管理人となる場合には、複数の信託管理人を選任することで信託管理人全体としての監督能力を強化することが想定される。

## 2 監督事務の継続可能性(公益信託規則第5条第2号)

○ 公益信託のガバナンスを確保する上で、信託管理人の役割が極めて重要であることを踏まえると、信託管理人が不在(信託管理人が複数ある場合にその一部が不在の場合を含む。)であり、適正に監督を行うことができない状況が継続することは望ましくない。

特に、受託者の体制が脆弱で、信託管理人が大きな監督上の役割を負うことによって公益信託としてのガバナンスを確保している場合には、信託管理人の不在は深刻な問題となる。

- また、受託者を監督する者である信託管理人を、誰が、どのような手続きを経て選任するかについては、公益信託のガバナンスを確保し、安定的・継続的に運営する上で極めて重要である。信託法の原則は、「委託者及び信託管理人の合意」により選任される(信託法第62条第1項)。委託者が現に存しない場合は、信託管理人が選任することとなる(同条第8項)。信託管理人が一人しかいない場合は、委託者が選任することとなる。ただ、委託者及び信託管理人の双方が不在となる可能性等についても留意が必要である。
- 信託法では裁判所が関与する形で新信託管理人を選任する方法が用意されている(信託法 第129条・第62条第4項)が、一定の時間が必要になり、不在期間中のガバナンスが確保でき

なくなる。

○ こうしたことから、少なくとも、信託管理人が自然人(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む。)である場合には、特段の事情<sup>20</sup>がない限り、信託管理人が任務終了となった際の次期信託管理人の選定手続等<sup>21</sup>について、信託行為に定められていなければ、本基準を満たしていないものとする。

また、信託管理人が自然人以外の場合であっても、信託管理人の不在を避け、適正な信託 管理人を選定する観点から、信託管理人の選定手続等を信託行為において定めておくことが 望ましい。委託者が自然人である場合等で、公益信託の存続期間が長期に渡る場合には、次 期信託管理人の選定手続としては、例えば、

- ・ (前)信託管理人と委託者の協議によって(予め)定める者
- 弁護士、〇〇士、〇〇士や公益法人のうちから、合議制の機関の同意を得て定める者
- ・ 信頼できる第三者機関が推薦する者

といった仕組みが考えられる。なお、受託者が信託管理人を選定することは望ましくないが、これまでの実務慣行に鑑み、受託者が信託銀行又はガバナンスが十分に確保されていると考えられる公益法人等である場合は、受託者の内部規程等に基づき、受託者が次期信託管理人を選定することも許容され得るものとする。

#### 第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)

- 確たる財政基盤等を持たないなど公益目的を実現できない公益信託については、認可する必要性がないことから、信託行為の内容、事業計画及び収支予算の内容に照らし、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務を処理することができる見込みがあることが認可基準とされている。
- 「経理的基礎」と重複する面もあるが、本号は、信託行為の規定等により示される信託の存続期間を通じて、公益信託事務を処理することができる見込みがあることを求めるものである。

将来の寄附や対価収入を確定的に見込むことは困難であり、この基準を厳格に求めると、民間の発意による挑戦を徒に抑制する結果にもなりかねないことを踏まえ、公益事務の中断等により大きな不利益が見込まれるような場合(約束した奨学金の支給が途絶えることによる学業継続の断念など)を除き、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければ、見込み

<sup>20</sup> 例えば、信託管理人が複数であり、そのうちの一名が欠けても公益信託の適正な運営に大きな支障がないと考えられる場合で、かつ、公益信託の存続期間が短い場合などが考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 新信託監理人を予め指定することも可能である。その能力については、受託者になる時点で判断することが原則であるが、公益信託認可の時点で明らかに不適切な者が信託行為に記載されているような場合には、監督事務の継続可能性を欠くとして不認可とすることもあり得る。

があると判断するものとする。

- その上で、信託行為の内容、事業計画書及び収支予算書の内容等を踏まえ、公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が現実的かつ適切に処理される見込みであることに関し、以下のような観点から確認する。
  - ・ 金融的収入については、一般的な金利水準や株式の配当状況等にてらして著しく不合理 なものとなっていないか。
  - ・ 寄附金収入については、実現可能なものと説明できるか。
  - ・費用については、発生する項目や見積額が極端な過不足がなく、明らかに不合理なものとなっていないか。たとえば、信託財産に「不動産」が含まれる場合、不動産の所有に伴う支出(公租公課、管理費、修繕費等)を適切に算定されている必要がある。
  - ・ 対価収入を予定する公益事務について、収益の見積りの根拠(利用者数や単価など)が 不合理なものになっていないか。
  - ・信託の存続期間を通じて、個人の受託者や個人の信託管理人の任務終了時にスムーズ な新受託者や新信託管理人が選任できる体制か。
- なお、公益法人や特定非営利活動法人などの本来事業の一環<sup>22</sup>として、あるいは、企業の社会貢献活動として公益信託事務が処理されることも想定される。このような場合、受託者による出捐の存続可能性も問題となるが、長期間の存続見込みを明らかにすることは困難なことも多いと考えられ、民間公益の活性化の観点から柔軟に判断するものとする。
- 公益信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、委託者と信託管理人の合意をもって終了させることができない(公益信託法第23条第2項)。この条項は、公益信託は、安定的・継続的に公益事務を行うことを期待されて、社会的サポートを受けつつ公益事務を行うものであり、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではない<sup>23</sup>ことから、規定されたものである。その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 公益信託の目的と、公益法人や特定非営利活動法人等の目的とが重複する場合や、企業がCSRの一環として公益信託事務を行う場合には、受託者は、自らの資源(固有財産)を費消して、公益信託事務を処理することも想定される。この場合、公益法人や特定非営利法人等にとって、信託財産を活用して、法人の目的(公益信託の目的でもある)実現のための事業を行うことになると言え、その意味で、公益信託の受託は、財源の確保の意味を持つことになる。また、公益信託にとっては、受託者から役務等の無償提供等を受けるという形になると考えられる。

えられる。 <sup>23</sup> 信託行為に終期が定められている場合は、寄附者その他のステークホルダーは、当該定めを前提とすること ができるが、委託者及び信託管理人が、恣意的に終了させた場合には、ステークホルダーの期待を裏切ることに なりかねない。

#### 第5 特別の利益(公益信託法第8条第5号及び第6号)

1 委託者、受託者、信託管理人その他の公益信託の関係者に対し、信託財産を用いて特別の 利益を与えないものとした趣旨(公益信託法第8条第5号)

公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事務を行うことのみを 目的とすることから、特定の者に対してのみ特別な利益を供与することは、公益信託として適当で はない。そして、当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人は、その地位を利用して、自ら 又は自らの親族等に対して利益を誘導し得ることから、特別な利益の供与を禁止すべき対象とし て特に考慮することとしたものである。そこで、公益信託の受託者がその公益信託事務を処理する に当たり、関係者(公益信託令第1条)に対して信託財産を用いて特別の利益を与えないことが、 公益信託認可の基準として設けられている。

なお、公益信託の受託者は、信託事務を処理するに当たっての善管注意義務(読替信託法第29条第2項)や信託の目的の達成のための忠実義務(読替信託法第30条)を負っているほか、信託の利益を享受することはできない(読替信託法第8条)ことに加え、利益相反行為が原則として禁止されるなど(読替信託法第31条)、自己又は公益信託の関係者の利益を図ることは許されていない。

# 2 株式会社その他の営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこととした趣旨(公益信託法 第8条第6号)

- 委託者自らが希望する公益目的のために拠出した財産、第三者からの寄附及び公益事務の対価で構成される信託財産は、公益事務(公益事務の実施のために必要な管理業務等を含む。)に使用されることが本来の姿であり、他の団体等に寄附等によって当該財産が移転し、受入先において公益事務以外の事業等に使用されることは適当ではない。また、利益の分配を行う株式会社にあっては、当該寄附が配当を通じて株主に分配される可能性もある。
- 公益信託への寄附者としても、自らが寄附をした財産が公益のために使用されることを期待しており、当該財産が営利企業等に流出する事態となれば、公益信託に対して不信感を抱き、公益信託制度に対する疑念を呈されることとなり得る。
- このようなことを防止するため、営利事業を営む者等に特別の利益を与える行為を行わないことが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による利益の帰属先にかかわらず、「利益をあげる事業」を指すものである。したがって、この「営利事業を営む者」には、営利事業を行う一般法人、営利事業を収益事業等として行う公益法人及び営利事業を行う公益信託の受託者(公益法人の行う公益目的事業のため又は他の公益信託の受託者に対し当該受託者が行う公益事務のために寄附その他特別の利益を与えるもの

は特別の利益供与に当たらない(公益信託令第2条第1号括弧書き)。)も含まれる。

○ また、公益信託の関係者(公益信託法第8条第5号)でも営利事業者でもないものを介在させることにより、本規定の趣旨を容易に潜脱することが可能となる場合がある。このような潜脱行為を防止するため、営利事業者に特別の利益を供与する活動を行う個人又は団体への特別の利益の供与を禁止している(公益信託令第2条第1号)。さらに、不特定多数の者の利益となることが期待できない社員等に対する共益的な活動を主たる目的とする団体への特別の利益の供与を禁止している(公益信託令第2条第2号)。

#### 3 特別の利益

- 公益信託法第8条第5号及び第6号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定 や利益の規模が、事務の内容や実施方法等具体的事務に即し、「社会通念に照らして合理性を 欠く不相当な利益の供与その他の優遇」がこれに当たり、「その公益信託事務を処理するに当た り」とは、資産運用等の財産の管理や契約を含めるものであり、公益事務の実施に係る場合に限 られない。その判断は、当該公益信託の受託者が行う事務の具体的な内容等に基づいて個別 に行われ、申請時には提出書類等から判断する。例えば、公益事務の実施に当たって合理的理 由なく営利企業等と独占的な契約を結ぶ場合などは、特別の利益に該当し得る。
- 公益信託法第8条第6号の「寄附その他の特別の利益」についても、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に当たるもののみが問題となる。例えば、営利企業等に対して、公益事務として、公正な手続を経て助成金を支給するような場合は、一般には、特別の利益に該当するものではない。
- 認可後においては、公益信託関係者との取引に関する情報開示(第5章第2節第1(2)④ウ(iii))や他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有に係る情報開示(第5章第2節第1(2)④ウ(ii))の義務を果たすことは当然として、特定の営利企業と多額の支出を伴う契約を継続的に行うなど国民の疑念を招き得る行為を行う際には、できる限り情報を開示し、透明性を確保することが望ましい。
- 確定的に利益が移転する場合に至らなくても、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収(公益信託法第28条第1項)を求め、受託者の回答から「特別の利益を与えないもの」であると判断できない場合には、公益信託法第29条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

#### 第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)

○ 公益信託は、公益信託認可を受けることで社会的信用を獲得し、その信用に基づいて広く国 民各層に寄附等の支援を募ることが可能となる。ある公益信託の受託者が社会通念上不適当 と認められる事業を行い、信用失墜を招いた場合、当該公益信託に係るその後の事務遂行に 支障をもたらすおそれが生じるばかりか、公益信託一般の社会的信用も傷つけられ、公益信託一般の事務活動に支障が生じ得ることとなる。

- このような事態を防ぐため、公益信託事務を処理するに当たり、社会的信用を維持する上でふさわしくない一定の事業や公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであることが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 当該公益信託の受託者が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請、公益信託に係る信託の変更認可申請及び公益信託に係る信託の併合又は信託の分割の認可申請に係る手続において、公益信託法第8条第7号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(公益信託法第10条第1項第1号)とされており、公益信託認可、公益信託に係る信託の変更認可又は公益信託に係る信託の併合若しくは信託の分割の認可における審査に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる。
- なお、受託者の固有事業として当該事業を実施することは、直ちに公益信託法に違反するものではないが、当該事業において法令違反などコンプライアンスが確保されていない状況がある場合や当該事業の不適切な実施が直ちに公益事務の実施に支障となる場合(例えば、児童の健全育成を目的とする公益事務を実施する受託者が性風俗関連特殊営業を行う)で適切な対応が執られない場合などは、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備((2)②ア参照)されていると言い得るか疑義があり、監督処分等を行うことがあり得る。

#### 1 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業

- 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業とは、それを行うこと自体は、法令に定める必要な手続等を踏まえている限り法令違反になるものではないが、具体的に行われる事業の内容、その実施方法等が社会通念等に照らした場合、公益信託事務を処置するに当たり適当ではないと考えられる事業である。
- 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、公益信託令第3条で、ア「投機的な取引を 行う事業」、イ「利息制限法の制限を超える利息の契約等を行う事業」、ウ「性風俗関連特殊営 業」が定められている。
- ア「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、社会通念(個別の取引自体の客観的なリスク)や当該公益信託の受託者における専門的知見の有無、取引の運用方針、取引の規模・内容等具体的事情に照らして判断される。例えば、社会一般において「賭博」と称されるような事業は、投機的な取引を行う事業となる。ポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない。

#### 2 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業

○ 公益信託の受託者が行う場合に限らず、社会の秩序若しくは一般の利益又は社会一般の道徳を害する可能性があり、違法となるおそれがある事業を一般的に指すものである。これに該当するかどうかは当該公益信託の受託者が行おうとしている具体的な事業に即して、公益認定等委員会等が個別に判断する。

#### 第7 収支の均衡(公益信託法第8条第8号)

<第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照>

#### 第8 費用の額の適正割合(公益信託法第8条第9号)

<第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照>

#### 第9 使途不特定財産(公益信託法第8条第10号)

<第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照>

#### 第10 公益信託報酬(公益信託法第8条第11号)

○「公益信託報酬」とは、公益信託に係る信託報酬(信託法第54条第1項に規定する信託報酬 をいう。)及び信託管理人の報酬(同法第127条第3項に規定する報酬をいう。)を指す(公益信託法第8条第11号)。

公益信託報酬を支払う場合は、当該公益信託報酬に関する事項を信託行為に定める必要がある<sup>24</sup>(公益信託規則第1条第15号。第4章第1節第2(19)参照)。また、公益信託報酬は、本号に規定する支払基準に従って支払われなければならない(公益信託法第19条)とされている。

「信託報酬」とは、信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう(信託法第54条第1項)。受託者が実施する公益信託事務(信託行為の作成や認可申請に伴う弁護士等専門家への相談等の公益信託の引受事務を含む。)に見合う範囲で信託報酬が定められることが想定される。

「信託管理人の報酬」について、信託法上定義されていないが、法令及び信託行為等に基づ

<sup>24</sup> 信託法では、商法第512条(商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる)の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができるとされているが、公益信託について、受託者に信託報酬を支払う場合は、必ず信託行為に根拠がある必要がある。

き信託管理人が処理する事務の対価として信託管理人の受ける財産上の利益をいうと考えられる。

- 一方で、公益信託事務の処理に当たり、受託者は、事務作業や公益事務のために役務(人件費)、当該作業等を行う場所(地代等)や事務用品などの物品(物件費)等を提供することが想定され、そのための「費用」が発生する。受託者が、こうした「費用」を固有財産から支出した場合には、信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を受けることができる(信託法第48条第1項)とされている。また、信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる(信託法第127条第1項)とされている。費用として計上する場合には、当該費用の額について、客観的根拠に基づき合理的に算定できる額である必要がある。
- ○「信託報酬」と「費用」の関係について、旧制度の実務においては、許可審査基準では、公益信託の引受けに係る受託者への報酬について、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであることを公益信託の許可基準としていた。受託者が公益信託事務を処理するために要した人件費、光熱費、通信費、賃料等の費用の多くが信託報酬の中から充当されてきた。

また、多くの者が、少しずつ公益信託事務を分担しているような場合に、公益信託に要した費用 を積み上げることは煩雑であり、仮に可能であったとしても、個々の公益信託に係る原価を明らか にすることは、受託者の競争上の利益を害することにつながる場合もあり得る。

- こうした経緯や実情を踏まえ、公益信託報酬には、公益信託事務に要した各種費用に相当する額が含まれ得ることとする。この場合は、信託報酬の内容として支払っている内容を「費用」として二重に計上することは許されないことから、支払基準においては、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項(公益信託規則第8条)として、受託者が(実質的に信託報酬に含まれているため)無償で提供すべき物品・役務の範囲を明確に定める必要がある。この点は、報酬等と費用とが区別されている公益法人の役員等の報酬等の支給基準とは、考え方が大きく異なる<sup>25</sup>。
- 〇 なお、「信託報酬」及び「信託管理人報酬」は「管理費」に計上する(第5章第1節第2(2)参照)こととなるため、公益事務割合(第5章第1節第2参照)を充足させるには、「信託報酬」等を含めた管理費の総額を「公益信託事務の処理に係る全ての費用」の30%以内に収めなければならないことに留意する。
- 1 公益信託報酬の支払基準(公益信託法第8条第11号関係)

29

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 公益法人の役員報酬についても、「お車代」や「弁当代」など注意を要する科目はある。また、受託者や信託 管理人が自然人である場合は、役員報酬と同様に考えることができる場合も想定される。

- 公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事務を行うことを期待した国民からの寄附や税制上の優遇措置を受けて公益事務の実施や財産の取得・形成を行うものであることから、本来、このように取得した財産は公益事務に適正に使用されるべきものであり、公益信託事務の処理等への正当な対価としての報酬額を超えて、公益信託の受託者や信託管理人の利益のために費消されるべきものではない。
- このような観点から、公益信託の受託者や信託管理人の報酬が、類似するサービスの価格や 当該公益信託の経理の状況に照らして、不当に高額である場合には、公益事務に本来使用さ れるべき財産が、公益信託の受託者や信託管理人に支払われる報酬として費消されるという、 本来の目的や寄附者等の意思に反する使用がなされることになりかねない。また、当該公益信 託を継続的かつ安定的に運用する上で支障が生じるおそれもある。
- 以上のことから、公益信託について、公益信託の受託者や信託管理人に支払われる報酬が 不当に高額なものとならないように支払基準を定めていることが公益信託認可基準とされたもの である。
- 公益信託の受託者や信託管理人に対する報酬の支払基準については、行政庁において、公 益信託の受託者から提出を受けた書類の公表の一環として公表される。また、公益信託の受 託者においては、支払基準を記載した書類をその住所(事務所)に備置き、閲覧請求等に応じ る義務があるほか、運営の透明性の向上の観点から、自らもホームページ等において支払基準 を公表することが望ましい。

## 2 公益信託の受託者又は信託管理人の報酬の支払(公益信託法第19条関係)

○ 公益信託報酬の不適切な支払は、制度に対する信頼を損なうおそれがあることから、公益信託の受託者又は信託管理人に対して適切な額の報酬が支払われることを担保するため、報酬の支払基準に従って、公益信託の受託者又は信託管理人に対する報酬を支払わなければならないことを義務付けている。

#### (1) 支払基準について

#### ア 基本的な考え方

受託者又は信託管理人は、信託報酬とは別に、事務の処理に必要と認められる費用を受けることができるが、費用の額は、原則として(第4章第1節第2(9)(オ)参照)、客観的根拠に基づき合理的に算定できる額である必要がある。また、報酬の支払基準を定めるといっても、報酬の支払を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題はない。その場合は、信託行為には報酬の支払に関することを定める必要はなく、報酬の支払基準においては無報酬である旨を定めることになる。

# イ 公益信託報酬の額又は算定方法、支払の方法及び形態、公益信託報酬に含まれることと なる費用に関する事項

公益信託報酬の支払基準においては、(ア)「公益信託報酬の額又は算定方法」、(イ)「支給の方法及び形態」、(ウ)「公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項」を定めるものとされている(公益信託規則第8条)。「受託者及び信託管理人の報酬額は、受託者が委託者の同意を得て定める」のような支払基準とすることは、報酬の額又は算定方法等が明らかにされず、公益信託認可基準を満たしたとは認められない。

なお、(ア)~(ウ)の全てを信託行為に定めることも可能である。

# (ア) 公益信託報酬の額又は算定方法

支払基準には、具体的な報酬の額を定めるか、又は報酬の額の算定方法を定める必要がある。算定方法とは、報酬の算定の基礎となる額等により構成される基準等をいい、どのような過程をたどってその額が算定されるかが客観的に理解できるものとなっている必要がある。

公益信託報酬の額を、一定の範囲で誰かの判断に委ねることも排除されないが、受託者又は信託管理人のお手盛りを防止する必要があること、信託管理人の職責は受託者を監督することにあり、監督される対象である受託者が、信託管理人の報酬額に影響を及ぼすことは適当ではないことに留意する必要がある。例えば、「信託報酬は、受託者が信託管理人の承認を得て定める」といった定めは、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められておらず、公益信託認可基準を満たさないものと考えられる。

例えば、①公益信託設定時の信託報酬として「信託行為において委託者と受託者が合意した額(〇万円)とする」、②信託事務年度毎の信託報酬として「信託財産の残高(収受すべき信託報酬に対応する期間の各月末における信託財産の残高の合計額をその月数で除して得た額)に年100分の〇を乗じた額とする」といった規定は、許容される。

複数の受託者又は信託管理人がいる場合には、原則として、受託者又は信託管理人毎の公益信託報酬又は算定方法が明確にされる必要がある。ただし、公益信託報酬の支払基準において、公益信託報酬の総額が明確にされている場合に、個別の公益信託報酬額又は算定方法を明らかにできない理由が示され、かつ、受託者又は信託管理人間での信託報酬の配分の考え方が示された場合には、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められているものとして取り扱う<sup>26</sup>。

-

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 信託報酬の総額が明らかであれば、「公益事務に本来使用されるべき財産が、公益信託の受託者や信託管

#### (イ) 支払の方法及び形態

支払の方法とは、支払の時期(「公益信託の効力発生の日から〇日以内」や「毎月末」など、各月又は各年のいつ頃か)や支払の手段(銀行振込みなど)等をいう。

支払の形態とは、現金、現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段必要ない。

# (ウ) 公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項

公益信託報酬の中に、公益信託事務を実施するための費用等が含まれる場合には、公益信託報酬が不当に高額か否かを判断するに当たって、信託報酬の中でどのような業務を行うこととなっているかを勘案する必要がある。また、公益信託事務に要した各種費用相当額を公益信託報酬に含めることとした場合は、信託財産からの費用と信託報酬の二重払いを回避する観点から、受託者が負担する費用のうち信託報酬で賄われるものを明確にする必要がある。

例えば、「信託報酬には、個別の公益信託の運営に要したアルバイトの人件費を除き、 公益信託事務の処理のために通常要する人件費、消耗品その他の費用に充てる額が含まれる」といった規定は、許容される。

#### (2) 「不当に高額」と考えられる報酬等について

#### ア 基本的な考え方

旧制度における許可審査基準では公益信託の引受けに係る受託者への報酬について、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものとされていた。「必要な費用」についても厳格に判断されることが多く、十分な報酬を得られないことが、公益信託が広まらない理由の一つと考えられていた。また、信託管理人については無報酬とされることが多く、これも信託管理人のなり手不足の大きな原因であったと考えられる。

公益に関する活動は、無償又は低額で行わなければならないという考え方は、公益活動に 携わる者を減らし、結果として、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。公益信

<sup>-</sup>

理人に支払われる報酬として費消されるという、本来の目的や寄附者等の意思に反する使用がなされることになりかねない」との懸念の相当部分は解消されることとなるが、一部の受託者や信託管理人に特別の利益を与えることにならないか、また、不当に高額な報酬が支払われることにならないかの懸念が残る。一方で、信託銀行においては、特定の財産についてその管理を系列の他の信託銀行に担わせるために共同受託又は再信託をしているケースがあり、その際の信託報酬については、個別の信託契約ではなく包括的に決定されることから、受託者間の報酬の配分に係る基準を明らかにすることが困難といった事情もある。

託事務のために間接的に必要となる費用も含め、公益信託事務のために要する全ての費用を、公益信託報酬から又は別途の費用償還により信託財産から回収できることは当然のこととして、適正な利益を得ることも許容されるべきである。

また、一般に、業務を委託する場合の報酬(価格)は、委託業務の質や受託者の能力等に応じて決まると考えられ、どのような能力を持つ者を受託者とするかの一義的判断は、委託者が行うことになる。その上で、委託者(財産拠出者)と受託者が納得して決めた報酬額について、行政庁が介入することは、最小限とすべきである。

以上を踏まえ、原則として、受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に十分な情報を示して説明した上で、信託行為及び支払基準を策定したことが確認できる場合には、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断するものとする。

一方、委託者と受託者が親族関係等の特別な関係にあることも排除されないため、委託者と受託者が示し合わせて高額の信託報酬を設定する可能性もある。これは特別の利益供与(第3章第1節第1の5参照)に当たる可能性があるほか、このようなことを放置した場合には、上記1において記載した趣旨に反し、当該公益信託の信用失墜にとどまらず、公益信託全体に対する国民の信頼を毀損する懸念も想定される。したがって、委託者と受託者の間に特別な関係がある場合(特別な関係があると合理的に推認される場合を含む。)には、公益信託事務に要する費用等について確認し、類似の業務等と比較して、社会通念に照らして、受託者が高額な利益を得ていると判断される場合には、その支払基準の定める報酬水準は「不当に高額」に当たると判断することがあり得る。

受託者が委託者に示した情報及び説明内容については、公益信託法第8条第11号に掲げる基準に適合することを説明した書類(公益信託規則第2条第3項第3号)として提出を求めることとする。

#### イ「報酬の支払基準」との関係性について

実際の公益信託報酬の支払額は、「報酬の支払基準」によって機械的に定まることもあるが、当該基準に従い、公益信託の受託者等において具体的な支払額を決定することもあり得る。

認可申請の審査時は、報酬の支払基準が、「不当に高額な報酬とならないよう」定められているか否かについては、公益信託の当事者のガバナンスにより、適切に支払額が決定されるとの前提に立って判断する。

監督に際しては、公益信託の実際の運用を踏まえて、「不当に高額な報酬とならないよう」 定められているか否かをその実施状況に照らして判断する。例えば、公益信託のガバナンス が適切に機能しておらず、実態として、高水準の報酬が継続的に支払われている場合は、当該運用に係る「報酬の支払基準」が「不当に高額な報酬とならないよう」定められていない、又は、「報酬の支払基準」に従った合理性のある支払が行われていないとして、公益信託法第19条に違反した支払が行われていると判断し得る。

#### 第11 他の団体の意思決定への関与(公益信託法第8条第12号)

- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするが(公益信託法第8条第1号)、信託財産に含まれる株式等の財産の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、公益信託の受託者が信託財産を用いて実質的に営利事業を行うことにつながりかねないため、そのような事態を防止する必要がある。
- このため、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有をしていないことが、公 益信託認可の基準として設けられている。
- 公益信託の信託財産として、議決権の過半数を有する株式を保有することはできない。ただし、 無議決権株式を保有していたとしても、当該株式を発行する会社に対する実質的な支配権を 与えられるものではないため、規制の対象とはならない。また、議決権の過半数を有する株式を 保有していても、議決権行使に係る実質的な権限等を有する者に該当しない場合は、「他の団 体の意思決定に関与することができる株式」には該当せず、規制の対象とはならない。
- 〇 なお、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有状況については、作成・備置が必要な書類とされ(公益信託規則40条第1項第2号二。第5章第2節第1の2(5)(エ)(参照)、公表対象となる(公益信託法第21条)。

#### 第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)

- 公益信託が終了した場合にその残余財産の帰属先について、委託者や寄附者の意思を担保するために公益信託の残余財産は引き続き公益目的のために使用されるものとする必要がある。そこで、公益信託の帰属権利者は、当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者、当該公益信託と類似の事業を目的とする公益法人等又は国若しくは地方公共団体でなければならないこととしている。
- 残余財産の帰属権利者については、信託行為の必要的記載事項であり、公益信託法第4条 第2項第3号)、信託行為に定める「帰属権利者となるべき者を指定する定め」の具体的な内容 については、第4章第1節第2(4)を参照。

#### 【残余財産の帰属先】

・ 国又は地方公共団体

・ 類似の公益事務を目的とする①他の公益信託の受託者、②公益法人、③学校法人、④社会福祉法人、⑤更生保護法人、⑥独立行政法人、⑦国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、⑧地方独立行政法人、⑨特殊法人(株式会社であるものを除く。)(公益信託令第5条第1号)、⑨日本赤十字社(同条第2号)、⑩これら以外の法人で残余財産が、確実に公益目的に使用されること、及び帰属先の法人の関係者に分配されるものでないことを満たす法人27(同条第3号)

#### 第13 特定資産公益信託(法第8条第1項)

- 特定資産公益信託は、受入財産の種類や支出方法等の制限により、財務規律を適用しなくて も信託財産が滞留しないことが確保された公益信託で、いわゆる「取崩型」の公益信託がこれに 当てはまる。
- 具体的には、信託行為において、
  - 1信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産(いずれも公益信託規則で定める要件に該当するものに限る。)に限られる旨
  - 2当該信託財産(その信託財産に帰せられる収益を含む。)について公益信託規則で定める 方法によってのみ支出する旨
    - の2点を定める公益信託(公益信託法第8条柱書括弧内)を特定資産公益信託とし、財務 規律(中期的収支均衡・公益事務割合・使途不特定財産の保有制限)を適用しないことと されている。
- 公益信託においては、原則として発生主義の下、貸借対照表等の策定が求められる(合同命令第17条、第5章第2節第1(3)③参照)が、特定資産公益信託(読替信託法第2条第12号に定める限定責任公益信託であるものを除く。)については、取引のほとんどが現金での入出金に係るものであり、また、減価償却を要する資産を保有しないことから、現金主義による収支決算書及び財産目録による開示でも可とされている(合同命令第19条第1項、第3項)。

.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 要件は以下のとおり。

イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を 行うものであることが定められていること。

ロ 法令又は定款その他の基本約款(ホにおいて「法令等」という。)の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。

ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。

二 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。は

ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、若しくは当該法人の目 的に類似する公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に帰属させ ることが定められていること。

- 特定資産公益信託については、公益信託認可等の申請を認める処分に係る文書及び行政 庁による公示(公益信託法第11条(第12条第6項において準用する場合を含む。))において、 特定資産公益信託であることを明らかにするものとする。
- なお、旧制度において、税制上の優遇措置を受けていた(認定)特定公益信託の多くは、特定 資産公益信託の要件を充足すると考えられる。

# (1) 信託財産の要件(公益信託規則第3条第1項)

- 信託財産の要件としては、
  - ア 寄附により受け入れた財産が「金銭」であること。
  - イ 信託財産が「金銭、預金、貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、 合同運用信託・貸付信託の受益権その他これらに準ずるもの」に限定されること。

を規定している。

なお、イの「これらに準ずるもの」については、助成対象者へ支給する記念品や商品券、図書カードなどが該当し、公益事務に不可欠な場合に、下記イに記載する範囲でこれらを信託財産として一時的に保有することは可能である。

#### (2) 信託財産の支出の方法(公益信託規則第3条第2項)

- 信託財産の支出の方法としては、
  - ア 「支出の内容」に関するものとして、「助成金の支給その他これに類する公益事務のための 金銭の支給その他これに準ずる方法」とし、
  - イ「支出の規模」に関するものとして、「公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法」 について、信託行為において定めることを規定している。
- 「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給」には、助成先の選考等を 行う選考委員会の開催に関連する支出など、公益事務の処理のために必要となる支出が含ま れるが、「金銭の支給」に限られることから、奨学金事業であっても、「貸与型」のものは特定資 産公益信託の要件外となる。
- ○「その他これらに準ずる方法」としては、以下のような方法が想定される。
  - ・公益事務の主要な内容が金銭の支給である場合に、当該金銭の支給に関連して実施する 事務、例えば、助成対象者のために簡易な表彰パーティーや発表会の開催、記念品の支給、 海外留学のための助成対象者への航空券の支給等を行うことは否定されない。この場合、公 益事務の主要な内容が金銭の支給であるか否かは、実態に即して判断する。
  - なお、商品券、図書カードなどいわゆる「金券」での支給については、当該金券により使途を

制限して支給することが信託目的に沿うものであること、原則として、毎年度、使い切る(必要分を一時的に取得・保有するのみである)こと、社会通念に照らして金銭と同視できる「金券」であること、が確保される場合には、許容され得る。

・ また、助成先が発注した備品等の代金の支払を、債務引受的に公益信託の信託財産から 支出する行為は、ここで言う「金銭の支給」に該当する。

#### ○「支出の規模」については

- ・特定資産公益信託においては、金利の上昇や追加寄附による運用資産の拡大等により、当初の事業計画等の内容では十分に公益のために財産が活用されないおそれがある。そのような場合に、財産が適切な形で支出されるような仕組みとして、信託行為において、信託財産から利子等の運用収益に相当する額以上の額を毎年支出する旨を定めることを求めている。
- ・運用収入以上の支出を行う仕組みとすることで、信託財産の滞留を避けることを意図したものであり、寄附収入によって規模が大きくなることを否定するものではない。多額の追加信託や第三者から多額の寄附があった場合には、受託者は、増加した信託財産の規模に応じた公益事務が適切に実施されるよう、必要に応じて事業計画書を改訂した上で、遅滞なく公益事務の拡大等(例えば、公益事務を行う範囲の拡張)を行う必要がある。
- ・ 支出の額が運用収益を下回る結果となっても、年度途中の金利上昇等を受けて計画を上回る運用収益が生じた場合などやむを得ないと判断できる場合等には、直ちに監督上の措置を講じるものではない。
- ・なお、信託財産に比較して多額の寄附を受け入れると、資産運用の規模が拡大するとともに、 運用益も大幅に増加するため、運用益を上回る適正な支出を実行することの難易度が上昇し、 その実現が困難になることも想定される。そのため、信託財産及び公益事務の規模が拡大した 場合に受託者のガバナンスが十分ではないもの、公益事務の実施地域や公益目的の範囲が 比較的狭いものについては、信託行為の中に信託財産の上限を定め、又は一定規模以上の 寄附の受入れに信託管理人の同意を得る旨を定めることが望ましい。信託管理人の同意を得 ることとする趣旨は、信託管理人には、規模の拡大は信託の本旨に沿ったものであるか(規模 の拡大は、公益事務の実施地域や信託目的の拡張的な見直しの必要性をもたらす可能性も ある)、受託者は、規模を拡大しても適正に公益信託事務を処理する能力を有しているか等に ついて、公益信託のガバナンスとして適切に判断することを求めるものである。行政庁は、寄附 等を受け入れた結果、公益信託事務を処理するのに必要な「経理的基礎及び技術的能力」 を有しなくなったと判断することもあり得ることに留意する。

#### 第2節 欠格事由(公益信託法第9条)

○ 公益信託法第9条は、公益信託認可に際し、公益信託認可の基準のほかに一定の事由を欠

格事由として設けるものであり、これに該当する場合には、公益信託認可の基準を満たしていても、公益信託認可を受けることができない。なお、公益信託認可基準とは異なり、本条が適用されるかについては、公益認定等委員会等<sup>28</sup>の諮問を経ることなく、行政庁において事実関係に基づいて判断を行う(公益信託法第34条第1項第1号)。

- 公益信託認可の申請に当たっては、本条に規定する欠格事由(公益信託法第9条第1号ロを除く。)に該当がないことを確認した旨を申告する確認書(様式1・⑩参照)を提出しなければならない(公益信託規則第2条第3項4号から7号まで)。受託者となろうとする者は、必要事項を聴取し、文書等で確認するとともに、必要な場合には調査等を行った上で確認書を作成することが求められる。公益信託認可後に確認事項に反する事実が判明した場合には、当該事実について十分に確認した上で、公益信託法第30条第1項第1号の規定に基づく取消しとなる可能性があるほか、罰則(公益信託法第45条)の適用があり得る。
- なお、確認書における確認事項を確認するために受託者となろうとする者において取得した文書(例えば、信託管理人等から提出を受けた誓約書等)については、公益信託認可を申請するに当たり行政庁へ提出する必要はないが、10年は受託者において保存しておくことが望ましい。
- 確認書は、事務内容を変更する場合、受託者及び信託管理人を変更する場合等に行政庁に 提出することとされている。ただし、変更認可申請の場合に確認を要するのは当該変更に係る 部分に限定される。
- 行政庁は公益信託認可に当たり、本条第1号イ及び第5号に係る事由については、申請人が 行おうとする事務に対して許認可等を行う行政機関に、本条第2号二、第4号(同条第2号二に 係る部分に限る。)及び第6号に係る事由については警察庁長官(行政庁が内閣総理大臣であ る場合)若しくは警視総監又は都道府県警察本部長(いずれも行政庁が都道府県知事である 場合)に、本条第1号口に係る事由については国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町 村長に意見を聴くものとされている(公益信託法第10条各号)。
- 行政庁は、本条第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、その公益信託認可を取り消すことができるとされている欠格事由に該当するに至った場合に公益認定を取り消さなければなない(認定法第29条第1項第1号)とされる公益法人制度<sup>29</sup>と異なり、公益信託においては、受託者等が欠格事由に該当した場合であっても直ちに公益信託を終了させる必要はなく、受託者等を交代させて継続させる可能性を残すことが望ましいという考え等に基づき、任意的取消事由としている。

-

<sup>28</sup> 公益認定等委員会及び都道府県における合議制機関を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 認定法においては、公益法人は法人自体が事業を営み、一般法人として事業が継続することが想定されることを踏まえて、役員等の欠格事由に該当すると法人自体の必要的取消事由としている。

#### 第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び2号)

- 受託者が行おうとする公益事務に必要な許認可等を受けることができない場合や特定の法令 違反等による刑罰を受けた者等である場合には、公益信託認可を受けられないこととしている。 なお、未成年者は受託者となることができない(信託法第7条)。
- 本号における欠格事由としては具体的には次のようなものがある(3から6までは、受託者が法人である場合の欠格要件とすべき対象者についても規定している)。
  - 1 公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないものであること(公益信託法第9条第1号イ)
    - ・ 行おうとする公益事務に必要な許認可等を受けることができない場合には、公益信託認可を受けることができない。許認可等を受けることができない場合とは、申請に係る公益事務の内容や組織体制等が許認可等に係る規制法令の基準を満たすことができない場合や欠格事由に該当する場合等である。本号は、公益信託認可の申請又は処分時までに許認可等を要するものではないが、少なくとも申請に係る事務内容を変更することなく許認可等を受けられる見込みがある必要がある。
  - 2 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3年を経過しないものであること(公益信託法第9条第1号ロ)
    - ・ 国税又は地方税について滞納処分が継続している場合又は当該処分が終了してから一定の期間を経過していない場合には公益信託認可を受けることができない。租税を納付せず滞納処分を受けている場合には将来も適切に納税しない蓋然性があり、そのような受託者が公益信託認可を受け、税制上の優遇措置の適用を受けることは、国民等からの理解は得難いこと等を理由とする。

申請時においては、納税証明書及び国税庁長官、関係都道府県知事等の意見に基づき 判断する(公益信託法第10条第2号)。認可後においては、納税証明書(公益信託規則第 2条第3項第7号)によるほか、関係行政機関、関係地方公共団体等から情報提供を受け る。

なお、受託者が上場会社(有価証券報告書提出会社等)や他の法令において公益信託 法第9条第1号口と同様の滞納処分が欠格事由とされている者(公益法人、特定非営利活 動法人等)である場合は、納税証明書の提出は不要であり、確認書(公益信託規則第2条 第3項第4号)のみ提出することで足りる(公益信託規則第2条第3項ただし書)。

3 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実について責任 を有する受託者又は信託管理人であった者(法人である場合にあっては、取消しの処分を 受ける原因となった事項が発生した当時現にその業務を行う理事等であった者)でその取消 しの日から五年を経過しないものであること(公益信託法第9条第2号イ)

- ・公益信託法第9条第2号イにおける受託者又は信託管理人が法人である場合における「業務を行う理事等」とは、取消し原因となった事業に係る業務の執行を担当していた理事等(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者)を指す。したがって、業務執行理事等ではない者や、当該事務を担当していなかったことが明白な者は、対象とはならない。この規定は、取消し原因となった事実に係る業務の執行に責任がある不適切な者が他の公益信託の受託者等となる場合には、適正な運営等に支障があることから、欠格事由に含めるものであり、単に取消しを受けた公益信託の受託者等であることを理由に認可取消しを無制限に連鎖させることを意図するものではない。したがって、公益信託の取消し原因となった事務に係る業務の執行を担当していた者が受託者となっている他の公益信託については、直ちに自動的かつ当然に認可取消しとなるものではないが、当該他の公益信託において、認可取消しに係る事実を知り得たときから遅滞なく、当該者に対する解任等の措置を講じていない場合には、行政庁は欠格事由に該当するとして公益信託認可を取り消す処分を行うことになる。
- 4 公益信託法、信託法、一定の刑罰法規<sup>30</sup>又は国税等関係規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること(公益信託法第9条第2号ロ)
- 5 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者(公益信託法第9条第2号ハ)
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であること(公益信託法第9 条第2号二)

#### 第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)

- 信託管理人が特定の法令違反等による刑罰を受けた者等である場合には、その者の属性に鑑み、公益信託認可を受けられないこととしている。また、未成年者や当該公益信託の受託者は信託管理人となることができない(信託法第124条第1号、2号)。なお、2において、受託者と異なり国税等関係規定に係る部分を除外しているのは、受託者は公益信託の信託財産の運用益に課税されない等、税制上の利益を受けるのに対し、信託管理人は、信託財産の管理又は処分に直接的に関与することはないことによるものである。
- 本号における欠格事由としては具体的には次のようなものがある。

30 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)、刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、

第2条若しくは第3条の罪

- 1 当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益 信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者であること (公益信託法第9条第3号)。
- ・信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理を監督する者として、受益者が存在しない公益信託のガバナンスにおいて、重要な役割を担うものであることから、委託者及び受託者から独立して信託目的の実現のために職務を遂行する必要がある。そのため、当該公益信託の受託者は信託管理人となることができない(信託法第124条第2号)ほか、委託者及び委託者・受託者の親族・使用人その他特別の関係がある者は欠格事由としている。
- ·「特別の関係がある者」とは、以下に該当する者のことを指す。
  - (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚の関係にある者。いわゆる同性パートナーを含む。)
  - (2) 使用人又は事実婚の関係にある者以外の者であって、委託者又は受託者から受ける 金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - (3) 委託者又は受託者が法人その他の団体である場合の当該団体の業務を執行する役員(これに類する者を含む。)、当該役員の配偶者若しくは三親等内の親族、当該役員と事実婚の関係にある者又は当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - (4) 委託者又は受託者が法人その他の団体である場合で、信託管理人も法人その他の団体であるときに、①信託管理人が委託者若しくは受託者の子法人であるなど、当該信託管理人の事業活動が支配される関係にあるもの又は②委託者若しくは受託者が信託管理人の子法人であるなど、当該信託管理人が当該委託者若しくは受託者の事業活動を支配する関係にあるもの(事業活動の支配については、公益信託規則第6条参照)
- 2 信託管理人(法人である場合にあっては、その業務を行う理事等)のうちに、上記第1の3から6まで(4にあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者であること(公益信託法第9条第4号)

#### 第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)

- 信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している場合には、公益信託認可を受けることができない。本号は、公益信託の事務運営等について法令等に違反していないことを確保することを目的としている。公益信託法の趣旨を没却・潜脱するような信託行為の定めは違法・無効となる(第4章第1節参照)。
- 申請時においては、信託行為及び事業計画並びに申請書に記載された事務の内容、申請人 が提出する確認書等により確認する。なお、信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に

基づく行政機関の処分に違反していると疑うに足る理由があるときは、申請人に追加的に説明を求めることができる。また、行政庁は公益信託法第10条の規定により許認可等行政機関の意見を聴くこととされているほか、勧告等を行おうとする場合には公益信託法第29条第5項の規定により許認可等行政機関の意見を聴くことができる。さらに、必要に応じ他の行政機関等に照会する(公益信託法第40条)。

# 第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者によって公益信託事務を支配されている場合には公益信託認可を受けることができない。公益信託が暴力団員等の活動あるいは資金源に利用されることを排除することを目的としている。公益信託事務を支配するとは、委託者、寄附者等であることを背景にして公益信託事務に相当の影響を及ぼすこと、資金提供、人材の派遣、取引関係、威力等により意思の自由を掌握するなど相当程度の影響力を及ぼすことである。